

データヘルス計画（第3期）について

1 データヘルス計画策定の背景及び趣旨等

政府は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「国民の健康寿命の延伸」を掲げ、その実現のために、全ての医療保険者は「データ分析に基づく健康の保持増進のための事業計画＝データヘルス計画」の作成等に取り組むことが求められている。

データヘルス計画は医療保険者が実施主体となり、平成27年度から平成29年度まで（3年間）第1期データヘルス計画を実施し、平成30年度から令和5年度まで（6年間）第2期データヘルス計画を実施している。（本計画を策定している令和5年度は第2期データヘルス計画の最終年度）

令和6年度から令和11年度まで（6年間）が第3期データヘルス計画期間であり、本計画において保健事業の実施計画を定め、実施するものとする。

2 第3期データヘルス計画スケジュール

（1）計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

この計画はPDCAサイクルに則り、計画の最終年のみならず、中間時点等、計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行う。また、事業の実施状況等について、毎年進捗確認・評価を行う。

（2）保健事業の内容の評価・見直し

各保健事業の評価指標に基づき、毎年度事業評価を行う。

（3）計画の評価・見直し

①中間評価

令和8年度に令和6年度からの3年分の実績を基に評価を行うとともに、計画を見直し、令和9年度から令和11年度まで保健事業を実施する。

②最終評価

令和11年度に令和6年度からの6年分の実績を基に評価を行うとともに、新計画を策定し、令和12年度以降の保健事業を実施する。

3 第3期データヘルス計画の概要

(1) 健康課題の抽出と基本・重点保健事業の設定

- ・データ分析及びこれまでの事業実施状況から抽出された健康課題を6つに集約。
- ・これら6つの主な健康課題に対応する個別保健事業として、基本保健事業（17事業）と、そのうち特に重要とした重点保健事業（6事業）を設定（詳細は以下の表のとおり。）。
- ・この基本・重点保健事業について、個別に実施計画を策定。

主な健康課題	対応する個別保健事業（参考：助成割合）
健診・保健指導 特定健康診査等の健診及び特定保健指導の実施率を向上させ、メタボリックシンドロームの減少を目指す。	1. 特定健康診査（70%） 2. 特定保健指導（70%） 3. 人間ドック（15%）
重症化予防・疾病管理 医療機関への受診勧奨や保健指導等により、糖尿病（及びそれに伴う腎症）、高血圧、脂質異常症の重症化を予防する。	4. 糖尿病性腎症重症化予防（50%） 5. 医療機関受診勧奨（50%）
生活習慣・健康づくり 生活習慣病に係る身体活動・運動、食行動・栄養、喫煙、飲酒等に関する適切な生活習慣の普及を図る。	6. 身体活動・運動に関する事業（50%） 7. 食行動・栄養に関する事業（50%） 8. 受動喫煙防止・喫煙対策（50%） 9. 飲酒に関する事業（50%）
個別疾病対策 健康障害や医療費の観点から重要ながん、歯科、心の健康、感染症等の個別疾病を予防する。	10. がん検診（胃・大腸・肺：15%、乳・子宮：50%） 11. 歯科保健事業（50%） 12. こころの健康づくり（50%） 13. 予防接種（50%）
医療受診等適正化 後発（ジェネリック）医薬品の普及促進、医療機関受診や服薬の適正化を図る。	14. 後発（ジェネリック）医薬品普及促進（50%） 15. 適正受診・服薬推進（50%）
体制づくり データヘルス計画及び関連する保健事業を進めるための体制づくりを進める。	16. 予防・健康づくりのインセンティブ（50%） 17. 事業主との連携・コラボヘルス

(2) 特に重要とした重点保健事業の設定理由

ア 「1 特定健康診査」及び「2 特定保健指導」

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険者の法定義務であり、健診結果より、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病のリスクに応じて専門職が個別に介入することで、対象者自らが健康状況を自覚し、生活習慣改善につなげることを目的としている

イ 「4 糖尿病性腎症重症化予防」及び「5 医療機関受診勧奨」

特定保健指導でカバーされない層への重症化予防・疾病管理として重要である

ウ 「16 予防・健康づくりに向けたインセンティブ」

行動変容を促すために有意義である

エ 「17 事業主との連携・コラボヘルス」

保健事業の体制として基本である